

A 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

【保険対象範囲】

・正課中・学校行事中・学校施設内にいる間・課外活動中（学校施設内外）・通学中・施設間移動中
※活動期間中であっても、活動以外の”自由行動”や通学中での”寄り道”などは、対象にはなりません。
※病気は対象になりません。

【保険金が支払われない例】

・保険契約者（被保険者）の故意または重大な過失。
・被保険者の自殺行為、闘争行為または犯罪行為。（飲酒・無免許運転、飲酒による自転車事故も含む）
※その事故のケースによって異なります。詳細は学生支援課窓口にご相談ください。

【保険金の種類と金額】

下記の①～③の保険金と上限があります。金額に関しては保険会社の審査が入ります。

① 死亡保険金 ②後遺障害保険金 ③医療保険金および入院加算金

③は傷害を被った活動の種別・通院日数によって、支払われる保険金が異なります。

（提出書類の一つとして、治療費の領収書等は必ず保管してください。）

【手続き方法】

事故が発生したら、新宿・八王子キャンパスの下記学生支援課の窓口に報告をお願いいたします。また、顧問の先生や指導教員の方が事故発生時にいた場合は、まず先生にご連絡をお願いいたします。

期限等はございませんので、重傷・移動が困難な方は治療に専念し、治療完了後に窓口にお越しください。

●お問い合わせ先●

学事部 学生支援課

Tel : 03-3340-0105

Mail : sgakusei_gakusei@sc.kogakuin.ac.jp